

業務委託に関する規約

三立合同会社（以下「甲」という）と登録セラピスト（以下「乙」という）とは、甲の乙に対する業務委託に関し、以下のとおり契約（以下「本契約」という）を締結する。

第1条（業務委託等）

- 1 甲は、乙に対して、以下に定める業務（以下「本業務」という）を委託し、乙はこれを受託する。
 - (1) 甲が指定する顧客に対する訪問マッサージ業務
 - (2) 前号の訪問マッサージ業務終了後の報告
 - (3) その他、甲乙間で別途合意した業務
 - (4) 前各号に定める業務に付随する業務
- 2 乙は、本業務の遂行に伴う交通費、宿泊費、その他の諸経費等の実費を負担するものとする。
- 3 乙は、第三者（顧客含む）との間にトラブルが生じた場合は、甲に何らの迷惑をかけず、乙の責任と費用負担によりこれを解決し、第三者に対しその損害を賠償する。
- 5 甲は、前項の乙と第三者間の紛争について一切その責任を負わないものとし、万一、甲が第三者に対し何らかの金員を支払った場合には、乙は甲に対し当該金員を支払う。
- 6 甲は、本契約期間中、甲乙協議の上、乙に委託する業務の範囲を変更することができる。

第2条（委託料）

- 1 甲は、乙に対して、本業務の委託料として、乙が本業務を行った顧客から受け取った料金のうち70パーセントを支払う。
- 2 甲は、乙に対して、各週の月曜日から日曜日までの委託料を乙の指定する金融機関の口座に、翌週火曜日（火曜日が祝日の場合は、その翌日）に振込送金の方法にて支払う。振込手数料は、甲の負担とする。また、甲は、相当な理由がある場合には、支払頻度を変更することができる。

第3条（報告）

- 1 甲は、乙に対して、必要に応じ、本業務の状況につき報告を求めることができる。
- 2 乙は、顧客との事故やトラブルのおそれを認識した場合は、甲に対し直ちに報告する。

第4条（再委託の禁止）

乙は、本業務の全部または一部を第三者に再委託してはならない。

第5条（秘密保持）

- 1 乙は、本業務の履行過程において甲から受領又は取得した一切の情報を秘密情報として厳にその機密を保持し、本業務遂行の目的のみに使用する。乙は、本業務遂行のために必要な範囲で開示すべき場合を除き、甲のあらかじめ書面による同意なく、第三者に対しかかる秘密情報を開示又は漏洩してはならない。
- 2 本契約終了後も、前項に規定する守秘義務は、効力を有する。

第6条（権利義務の移転禁止）

乙は、あらかじめ書面により甲の承諾を得なければ、本契約に定める自己の地位を移転

し、自己の権利または義務を第三者に譲渡し、または担保に供することができない。

第7条（契約の締結）

乙は、専用フォームにて必要情報の入力を行い送信した時点（以下「登録日」という。）で、本規約の内容を承諾したものとす。

第8条（契約の解除）

- 1 甲または乙は、他の当事者が次の各号の1つに該当したときは、催告なしに直ちに、本契約の全部または一部を解除することが出来る。
 - (1) 本契約に違反し、相当の期間を定めて相手方に対して、その是正を求めたにも関わらず、相手方がその違反を是正しないとき
 - (2) 相手方の信用、名誉または相互の信頼関係を傷つける行為をしたとき
 - (3) 破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始の申立があったとき
 - (4) 差押え、仮差押え、仮処分、競売の申立、租税滞納処分があったとき
 - (5) 支払停止もしくは支払不能に陥ったとき、または、手形または小切手が不渡りとなり、手形交換所より銀行取引停止処分を受けたとき
 - (6) 合併、解散、清算、事業の全部もしくはその他重要な事業の一部を第三者へ譲渡し、またはしようとしたとき
 - (7) その他前各号に類する事情が存するとき
- 2 前項に基づく解除は、相手方に対する損害賠償請求を妨げない。

第9条（有効期間）

- 1 本契約の有効期間は、セラピスト登録日より1年間とする。ただし、期間満了の日から3か月前までに甲乙いずれからも何ら申し出のない場合は、同一条件をもってさらに1年間更新されるものとし、その後も同様とする。なお、解約については、相手方に対し、その事業に損害が生じないよう配慮するものとする。
- 2 期間満了により、本契約が終了する場合には、甲乙協議のうえ、本業務に関する清算業務を行う。
- 3 甲は、第1項の規定に関わらず、1か月前までに乙に対して通知することにより、本契約を解約することが出来る。

第10条（契約終了）

- 1 乙は、本契約終了後も1年間、甲の顧客と本業務に類する契約を締結してはならない。

第11条（注意義務）

甲と乙は、密に連絡を取り合い、業務全般がより良い成果を挙げるようお互いが努めるものとする。

第12条（禁止事項）

- 1 乙は、以下の行為及び以下の行為に類する行為を行ってはならない。
 - (1) 顧客など一切の関係者との金品の授受（但し、顧客から甲が設定するマッサージの対価としての料金を受領することは除く。）。
 - (2) 乙と顧客の個人的な連絡のやり取りや連絡先の交換。
 - (3) 法令違反及び会社の信頼を落とす行為全般。

- (4) 甲の顧客に対し乙が独自に本業務を行う事及び甲を介さない業務及び営業。
 - (5) 甲の顧客から新規顧客の紹介に繋がった場合に甲に報告が無く独自に行う本業務及び営業活動。
 - (6) 本業務の際に清潔感のある身だしなみをしないこと。
 - (7) 訪問時の顧客宅においてマナーを遵守せず、不誠実に振舞うこと。
 - (8) 顧客に変化があった際に速やかに甲に対して報告しないこと。
- 2 乙は、前項各号のいずれかに違反したときは、甲に対し違約金（損害賠償額の予定）として金10万円を直ちに支払うものとする。但し、実損害額がこれを超過するときは、超過額を請求することは妨げられないものとする。

第13条（反社会的勢力との取引排除）

- 1 甲及び乙は、次に定める事項を表明し、保証する。
- (1) 自己及び自己の役員・株主（以下「関係者」という）が、暴力団、暴力団関係企業もしくはこれらに準ずる者又はその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という）でないこと
 - (2) 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力を利用しないこと
 - (3) 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力に資金等の提供、便宜の供給等、反社会的勢力の維持運営に協力又は関与しないこと
 - (4) 自己及び自己の関係者が、反社会的勢力と関係を有しないこと
 - (5) 自己が自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、暴力的行為、詐術、脅迫的言辞を用いず、相手方の名誉や信用を毀損せず、また、相手方の業務を妨害しないこと
- 2 甲及び乙は、相手方が前項に違反したと認める場合には、通知、催告その他の手続を要しないで、直ちに本契約の全部又は一部を解除することができる。この場合、相手方は他方当事者に発生した全ての損害を直ちに賠償するものとする。

第14条（合意管轄）

本契約に関する紛争については、訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とする。

第15条（協議）

本契約に定めのない事項及び疑義が生じた事項については、甲乙協議の上決定するものとする。